

Ⅲ 長期プラン

1 第1次再整備プランの進捗状況について

長期プランとして位置付けた公共施設についても、個別に検討が進められています。検討の進捗等によって、第2次再整備プランにおける短期プランの事業への移行も行います。

表Ⅲ－１－１ 第1次再整備プランにおける長期プランの進捗状況

| | 施設種類 | 進捗状況等 |
|------|----------------|---|
| (1) | 市民センター | ・「鵜沼市民センター」については、老朽化が進み手狭な状況でもあることから、鵜沼海岸駅自転車等駐車場の敷地の活用も視野に入れ再整備を検討する予定があるため、第2期短期プランの検討事業に位置付けます。 |
| (2) | 地域市民の家 | ・「片瀬山市民の家」は、建て替え用地の取得予定があることから、第2期短期プランの検討事業に位置付けます。 |
| (3) | 公民館 | ・「鵜沼公民館」を「鵜沼市民センター」とともに、第2期短期プランの検討事業に位置付けます。 |
| (4) | 市民図書館・市民図書室 | ・「藤沢市これからの図書館検討委員会」を設置し、市民図書館4館、市民図書室11室の役割と新たな機能等について平成27年度及び平成28年度に検討を行いました。 |
| (5) | 高齢者支援施設 | ・地域包括支援センターを市民センター再整備に合わせて、順次市民センター内に設置しています。 |
| (6) | 障がい者支援施設 | ・平成26年度に閉鎖した「ふれあいセンター」で実施していた「障がい児者一時預かり事業」を（仮称）天神スポーツ広場に隣接する敷地に移設するため、第2期短期プランの検討事業に位置付けます。 |
| (7) | 放課後児童クラブ | ・平成26年度に策定した「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「放課後児童クラブ」を増設しています。 ・「（仮称）天神小学校区放課後児童クラブ」については、第2期短期プランの実施事業に位置付けます。 |
| (8) | 保育所 | ・「辻堂保育園」は、建て替え用地の取得の見通しが立ったことから第2期短期プランの実施事業に、また、「鵜沼保育園」は、隣接地の賃借を行うことから、第2期短期プランの検討事業に位置付けます。 |
| (9) | 消防署等 | ・「北消防署善行出張所（第15分団）」を第2期短期プランの検討事業に位置付けます。 ・「第6分団器具置場」については、村岡公民館再整備に伴い第2期短期プランの検討事業に位置付けます。 |
| (10) | 小学校・中学校・特別支援学校 | ・平成26年度に「学校施設再整備基本方針」、平成27年度に「学校施設再整備第1期実施計画」を策定しました。 ・この第1期実施計画に基づき、「鵜南小学校再整備」、「六会中学校屋内運動場再整備」の2事業については、第2期短期プランの実施事業に位置付け、「鵜沼中学校校舎再整備」、「辻堂小学校再整備」、「鵜洋小学校再整備」及び「片瀬小学校再整備」の4事業については、検討事業に位置付けます。 |

2 長期プランの改定について

長期プランは、これまでの施設運営や今後の人口推移、行政ニーズなどを考慮し、平成26年度から20年間の「施設分類ごとの再整備に向けた基本方針」を示したものです。

第2次再整備プランでは、第1次再整備プランの進捗と施設に係る状況の変化、制度改正や新たな個別計画策定等により、現時点において改定すべき点に限り修正します。

(1) 施設種類について

市民センターやスポーツ施設など、21の一般会計施設と、市民病院及び下水道施設の2つの特別会計施設を加えた合計23の施設種類を設定します。

(2) 記載内容について

施設種類ごとに、「現状・課題」を踏まえた「再整備の考え方」を示します。併せて、「今後検討が必要な施設」を記載します。

個別施設を短期プランに記載する段階では、この「再整備の考え方」を踏まえて、具体的な事業計画を示します。

なお、文化財保護法や都市公園法等により施設整備に制限がある施設についても、個別施設を短期プランに記載する段階で、制限の範囲内において機能集約、複合化等を検討します。

(3) 長期プランの見直しについて

法改正や法制定などによる国、県の補助等の状況や新たな行政ニーズの発生など、状況の変化に合わせ、内容の更新や短期プランとの整合を図る必要が生じた場合、短期プランの更新時期を捉え、適宜見直します。

3 施設種類ごとの再整備の考え方について

次の施設種類ごとに、再整備の考え方について、「現状・課題」、「再整備の考え方」及び「今後検討が必要な施設」の3つの項目に分けて記載しています。

Ⅲ－3－1 施設種類一覧

| 施設種類 | 備考 | 頁 |
|---------------------|----|---------|
| (1) 市民センター | | P 8 8 |
| (2) 地域市民の家 | | P 8 8 |
| (3) 公民館 | | P 9 0 |
| (4) 市民図書館・市民図書室 | | P 9 1 |
| (5) スポーツ施設 | | P 9 2 |
| (6) 高齢者支援施設 | | P 9 3 |
| (7) 障がい者支援施設 | | P 9 3 |
| (8) 青少年施設 | | P 9 4 |
| (9) 放課後児童クラブ | | P 9 5 |
| (10) 保育所 | | P 9 6 |
| (11) 環境事業センター | | P 9 7 |
| (12) 廃棄物等処理施設 | | P 9 7 |
| (13) 市営住宅 | | P 9 8 |
| (14) 消防署等 | | P 9 9 |
| (15) 小学校・中学校・特別支援学校 | | P 1 0 0 |
| (16) 保健医療関連施設 | | P 1 0 2 |
| (17) 産業・観光関連施設 | | P 1 0 2 |
| (18) 公園施設 | | P 1 0 3 |
| (19) 教育関連施設 | | P 1 0 3 |
| (20) 市庁舎 | | P 1 0 4 |
| (21) その他施設 | | P 1 0 4 |
| (22) 市民病院〔特別会計施設〕 | | P 1 0 5 |
| (23) 下水道施設〔特別会計施設〕 | | P 1 0 6 |

| (1) 「市民センター」 | |
|------------------------|---|
| 現 状 ・ 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民センターについては、市内13地区のうち、藤沢地区と村岡地区を除く11地区に設置しています。 ・窓口業務、福祉相談業務等を行っていますが、申請手続きの電子化やコンビニエンスストアでの証明書発行など、市民サービスの提供手段の変化等に応じた市民センター機能の見直しも必要となってきています。 ・現在の行政区域である13地区については、現段階では、本市の人口及び世帯数が増加していることもあり、区域の統合は検討していませんが、将来的な人口の動向や少子高齢化などの社会情勢の変化等を踏まえ、今後、13地区の見直しについても検討が必要と認識しており、見直しの際には、市民センターの配置についても併せて検討する必要があります。 |
| 再整備の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活動の重要性が今後さらに増大する中で、13地区の拠点施設である市民センター・公民館の統廃合は行いませんが、現有機能の統廃合、拠点施設への集約等については、市民サービス提供における様々な環境の変化を捉えながら検討を進めます。 |
| 今 後 検 討 が 必 要 な 施 設 | <ul style="list-style-type: none"> ・遠藤市民センター青少年ホール（体育館） |

| (2) 「地域市民の家」 | |
|--------------|---|
| 現 状 ・ 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域市民の家については、「藤沢市地域市民の家条例」において地域ごとに設置することとし、原則として小学校区に1施設以上を目標に整備を進め、平成19年度までに全小学校区に設置しています。 ・今後は、社会情勢の変化や地域ニーズに対応し、地域市民の家の持つ意味合いを改めて検討する必要があり、藤沢市地域の縁側（交流スペース）などの新たな地域コミュニティの場の検討と合わせて整理する必要があります。 <p style="text-align: center;">（平成28年度、地域コミュニティ拠点施設のあり方方針策定）</p> |

| | |
|------------|---|
| 再整備の考え方 | <p>・地域市民の家41箇所の状況はそれぞれ異なるため、次のAからFのグループ化を基本に、再整備を検討するとともに、地域コミュニティの醸成を支える施設として、市民ニーズや地域ごとの状況を踏まえ、地域団体やNPO法人等による多様な主体による活用の仕方や施設構成の見直しなど、新たな利用方法や機能についても、今後、検討します。</p> <p>また、再整備を行う際には、改めて施設の方向性を判断した上で、まずは施設の有効活用や長寿命化などに取り組むとともに、財政状況に基づく再整備の手法を踏まえ、地域社会への参加と住民協働を促す仕掛けとして、多世代型ワークショップなどを積極的に活用しながら13地区のニーズに合った検討を進めます。</p> <p>【グループ化のフロー】</p> <p>①過去5年間の平均利用率が基準値の34%^Aを超えているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超えている <u>グループA：地域市民の家の機能を存続させ、複合施設として再整備を検討する。</u> ・超えていない ↓ <p>②地域市民の家の一部でも残すべき特別な事情が認められるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認められる <u>グループB：地域市民の家の機能の一部を存続させ、複合施設として再整備を検討する。</u> ・認められない ↓ <p>③放課後児童クラブなど他の公共施設への機能転換又は機能の複合化の必要があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要がある <u>グループC：他の公共施設への機能転換又は機能の複合化に向けた再整備を検討する。</u> ・必要がない ↓ <p>④近隣又は市民の家が所在する自治会に自治会館等の類似施設があるか。 また、自治会館として使用したい等の要望があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣に類似施設がない、自治会館として要望がある。 <u>グループD：自治会への譲渡を検討しながら再整備の必要性を検討する。</u> ・近隣に類似施設がある、自治会館として要望がない。 <u>グループE：公益的な市民活動の場としての利用を検討しながら再整備の必要性を検討する。</u> <p>⑤土地や建物において寄付を受けて取得した等の特別な事情がある。 <u>グループF：存続を前提に多機能化等を協議しながら再整備の必要性を検討する。</u></p> |
| 今後検討が必要な施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・短期プランに位置づけられている施設を除くすべての市民の家 |

^A公共施設再整備プラン策定時の類型化に際して用いた13公民館の過去5年間（平成21～平成25年度）の稼働率のうち、一番低い公民館の稼働率（34%）を基準としています。

| (3) 「公民館」 | |
|------------------------|--|
| 現 状 ・ 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館を市内 1 3 地区に設置することにより、公民館が生活圏に密着した施設となり、地域の課題や要望を地域住民がともに解決する「共助」と、市民と行政の「協働」によるまちづくりが長年展開されてきました。 ・ 公民館は地域社会への身近な入口であり、個人の知識や技術の習得にとどまることなく学習成果を地域へ還元し、地域への参画や社会活動を積極的に行う地域人材を育成する拠点としても重要となっています。 |
| 再整備の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティ活動の重要性が、今後さらに増大する中で、1 3 地区の拠点施設である市民センター・公民館の統廃合を行う計画はありませんが、再整備に当たっては、地区の拠点施設としての機能を考慮し、地区ごとに設置している施設の複合化を検討し、複合化により貸し館機能などが重複する場合は、互いの施設の利用状況や利用方法等を整理し、共用化を検討します。 ・ 市民センターと併設している公民館については、各地区の拠点施設として、今後とも、市民センターと合わせて再整備を検討します。 |
| 今 後 検 討 が 必 要 な 施 設 | |

| (4) 「市民図書館・市民図書室」 | |
|------------------------|--|
| 現 状 ・ 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民図書館及び市民図書室については、1982年（昭和57年）10月、藤沢市新中央図書館建設計画検討委員会の報告書に基づき、市内を4つのブロックに分けてそれぞれに図書館を設置する4館体制（総合市民図書館及び3分館）を整えました。また、11の市民センター・公民館（湘南台、湘南大庭を除く）に市民図書室を配置することによる全市的に連携した図書館サービスを推進するとともに、総合市民図書館内に、点字図書、録音図書の製作及びそれらを視覚障がい者の求めに応じて、閲覧、貸出することを主な目的とした点字図書館を設置しています。 |
| 再整備の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後も本市図書館システムの中核である4館体制及び図書館・図書室による市内全域サービス網を維持し、ネットワーク機能の発展・充実を目指すことを基本に、再整備に当たっては、原則として、図書館単独での建て替えは行わず、他の公共施設との機能集約・複合化を検討します。 ・4つの市民図書館については、通勤・通学・買い物等の際に利便性が高く多様な市民が利用しやすい場所への配置や機能・役割分担及び特色ある図書館のあり方等についても検討していきます。 ・電子媒体や電子情報の活用に取り組むとともに、文書館と連携し、郷土資料・歴史資料の活用やデジタルアーカイブ化等の可能性について検討します。また、他の施設との複合化の際には、展示や交流のスペース等の共用化や効果的な活用方法について互いの施設と検討するとともに、静かな環境の確保が必要となるため、他の施設機能の騒音と振動対策についても検討します。 |
| 今 後 検 討 が 必 要 な 施 設 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民図書室の再整備については、各市民センター・公民館の再整備に併せ、検討します。 |

| (5) 「スポーツ施設」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|--|---------------|-----|-----|--|--|-----|--|---|-----|--|--|--------|--|--|-----|---|---|
| 現 状 ・ 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設については、市民が生涯にわたって多様なスポーツに親しみ、健康で明るく豊かなスポーツライフを実現する基盤となるよう市内における配置状況を考慮し、市域の南部と北部の2箇所にて体育館を市域の南部、中部及び北部の3箇所にプールを設置しています。また、市内各所に野球場、球技場及びテニスコートを設置しています。 ・過去の市民アンケートでは、身近で気軽に利用できるスポーツ・レクリエーション施設等を求める意見や要望が多く出されており、市民の関心が高いプロスポーツを身近な場所で観戦できる施設を充実していくことも課題の一つと捉えています。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 50%;">体育館、屋内プール、観覧席</th> <th style="width: 40%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・秩父宮記念体育館 ・秋葉台文化体育館 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・秋葉台公園屋内プール ・八部公園屋内プール ・石名坂温水プール </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・秋葉台公園屋外プール ・八部公園屋外プール </td> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・八部野球場 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・葛原スポーツ広場野球場 ・辻堂南部公園野球場 ・桐原公園野球場 ・女坂スポーツ広場野球場 </td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・八部公園テニスコート ・西浜公園テニスコート ・遠藤公園テニスコート ・辻堂南部公園テニスコート ・湘南台公園テニスコート </td> </tr> <tr> <td>球技場</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・秋葉台公園球技場 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・女坂スポーツ広場球技場 ・引地川親水公園球技場 (大庭スポーツ広場球技場) </td> </tr> </tbody> </table> | | 体育館、屋内プール、観覧席 | その他 | 体育館 | <ul style="list-style-type: none"> ・秩父宮記念体育館 ・秋葉台文化体育館 | | プール | <ul style="list-style-type: none"> ・秋葉台公園屋内プール ・八部公園屋内プール ・石名坂温水プール | <ul style="list-style-type: none"> ・秋葉台公園屋外プール ・八部公園屋外プール | 野球場 | <ul style="list-style-type: none"> ・八部野球場 | <ul style="list-style-type: none"> ・葛原スポーツ広場野球場 ・辻堂南部公園野球場 ・桐原公園野球場 ・女坂スポーツ広場野球場 | テニスコート | | <ul style="list-style-type: none"> ・八部公園テニスコート ・西浜公園テニスコート ・遠藤公園テニスコート ・辻堂南部公園テニスコート ・湘南台公園テニスコート | 球技場 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋葉台公園球技場 | <ul style="list-style-type: none"> ・女坂スポーツ広場球技場 ・引地川親水公園球技場 (大庭スポーツ広場球技場) |
| | 体育館、屋内プール、観覧席 | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 体育館 | <ul style="list-style-type: none"> ・秩父宮記念体育館 ・秋葉台文化体育館 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| プール | <ul style="list-style-type: none"> ・秋葉台公園屋内プール ・八部公園屋内プール ・石名坂温水プール | <ul style="list-style-type: none"> ・秋葉台公園屋外プール ・八部公園屋外プール | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 野球場 | <ul style="list-style-type: none"> ・八部野球場 | <ul style="list-style-type: none"> ・葛原スポーツ広場野球場 ・辻堂南部公園野球場 ・桐原公園野球場 ・女坂スポーツ広場野球場 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| テニスコート | | <ul style="list-style-type: none"> ・八部公園テニスコート ・西浜公園テニスコート ・遠藤公園テニスコート ・辻堂南部公園テニスコート ・湘南台公園テニスコート | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 球技場 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋葉台公園球技場 | <ul style="list-style-type: none"> ・女坂スポーツ広場球技場 ・引地川親水公園球技場 (大庭スポーツ広場球技場) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再整備の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後は多様な市民ニーズに対応できる施設を整備する必要があり、安全で安心して利用できる施設はもとより、誰もが健康でいつまでも楽しめる生涯スポーツ環境の充実と、見て楽しむスポーツ環境の充実を図ります。また、スポーツ施設の再整備に当たっては、再整備に伴う施設跡地など公有地等の有効活用並びに既存の施設のあり方についても検討します。 ・本市は、日本におけるビーチバレー発祥の地であり、また、1964年(昭和39年)の東京オリンピック開催時には、ヨット競技の会場であり、再び東京2020オリンピックでセーリング競技が開催されるのを契機として、競技団体及び神奈川県と連携・協議し、マリンスポーツ・ビーチスポーツ施設の充実を進めます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 今後検討が必要な施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・石名坂温水プール ・八部公園野球場、八部公園屋内プール ・秋葉台文化体育館、秋葉台公園屋内プール、秋葉台公園球技場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| (6) 「高齢者支援施設」 | |
|------------------------|---|
| 現 状 ・ 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センターは、高齢化の進展とともに、高齢者の生きがいと健康づくりの拠点施設としての必要性が高く、高齢者の支えとなるように整備してきました。現在の3館（南部、中部及び北部に各1館）の維持を基本に、施設の老朽化等を踏まえ、再整備方針を検討する必要があります。また、老人憩の家については、施設の利用状況などを踏まえて機能や活用方法等について検討する必要があります。 |
| 再整備の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・「公共施設の安全性の確保」の観点から、施設の老朽化や機能低下の状況等を踏まえるとともに、高齢化の進展やライフスタイルの多様化、既存事業の実施状況等を踏まえて高齢者施策を検討する中で、高齢者支援施設のあり方を含めて検討していきます。 ・老人憩の家については、時代や高齢者のニーズの変化、施設の利用実態などを踏まえ、施設の機能や活用方法について検討していきます。 |
| 今 後 検 討 が 必 要 な 施 設 | <ul style="list-style-type: none"> ・善行老人憩の家 ・長後老人憩の家 ・老人福祉センター（3館） |

| (7) 「障がい者支援施設」 | |
|------------------------|---|
| 現 状 ・ 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が身近な地域において必要な障がい福祉サービス等を受給できるよう、公設の障がい者支援施設を含め、サービス基盤の整備を計画的に推進してきました。 |
| 再整備の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・再整備に当たっては、障がい者が豊かな地域生活を送れるよう、障がい者の特性に十分配慮した整備を行います。 ・「公共施設の安全性の確保」の観点と民間施設との役割分担を考慮し、施設運営のあり方について検討します。 |
| 今 後 検 討 が 必 要 な 施 設 | |

| (8) 「青少年施設」 | |
|-------------|---|
| 現 状 ・ 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子どもの家については、地域における子どもたちの遊びの拠点として、自由にのびのびと遊べる場所としての機能を備え、小学校区を基準として、現在、17施設を設置しています。地域子どもの家未設置の小学校区への設置及び老朽化した施設の再整備等が課題となっています。 ・ 児童館については、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、子育て中の親子、青少年活動団体などの活動の場として、指導員を配置し、平成9年度より地域子どもの家の未設置小学校区に5施設を設置しています。また、創作活動室や相談室、放課後児童クラブ等を併設しています。 ・ 藤沢青少年会館については、青少年に学習と活動の場、居場所等を提供することを目的として、1971年（昭和46年）に開設し、1996年（平成8年）に現施設に移転しました。集会室や体育室等において青少年向けの事業や居場所の提供を行い、多くの青少年等に利用されています。 ・ 辻堂青少年会館については、青少年に健全な余暇活動の場等を提供することを目的として、1964年（昭和39年）に開設され、集会室や和室等が多くの青少年に利用されていますが、築50年を超え、施設の狭小と老朽化が課題となっています。 |
| 再整備の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子どもの家及び児童館の今後の再整備に当たっては、市民団体が活動している施設（地域市民の家）など他の公共施設との複合化により、異世代間の交流も可能となるため、原則、単独での建て替えは行わず、他の公共施設との複合化を基本とします。 ・ 子育て支援の観点から、未就学児の親子の利用のための環境面や安全面に配慮したスペース及び設備の確保を検討します。 ・ 藤沢青少年会館及び辻堂青少年会館の再整備に当たっては、地域の方々の意見を聞きながら、民間施設の活用や他の公共施設との複合化について検討します。 |

| | |
|-------------------|--|
| <p>今後検討が必要な施設</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・六会子どもの家 ・羽鳥子どもの家 ・大越子どもの家 ・湘南台子どもの家・秋葉台子どもの家・長後子どもの家 ・八松子どもの家 ・鵜南子どもの家 ・高谷子どもの家 ・片瀬子どもの家 ・俣野子どもの家 ・大庭子どもの家 ・本町子どもの家 ・辻堂児童館・大鋸児童館・鵜洋児童館 ・藤沢青少年会館 ・辻堂青少年会館 <p><地域子どもの家及び児童館未設置の小校区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大道小学校（藤が岡二丁目地区再整備計画あり） ・明治小学校 ・御所見小学校 ・善行小学校 ・富士見台小学校 ・新林小学校 ・滝の沢小学校 ・天神小学校 ・駒寄小学校 ・大清水小学校 <p><放課後子ども教室のある小校区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・亀井野小学校 ・小糸小学校 <p>（隣接小校区の施設で対応）・浜見小学校（辻堂砂山児童館）</p> |
|-------------------|--|

| (9) 「放課後児童クラブ」 | |
|-------------------|---|
| <p>現状・課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)は、子ども・子育て支援新制度により対象児童の範囲が6年生まで拡大されたことやひとつのクラブが概ね40人以下、児童1人当たりの専用区画面積1.65㎡以上という基準を確保するため、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的な整備を進めています。 |
| <p>再整備の考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備に当たっては、小学校の敷地や余裕教室を活用することを優先としますが、他の公共施設・公共用地を活用、さらには地域の状況によっては借地・借家などによる整備を進めます。また、新築する際は、原則として障がい児等の受け入れに対応した設備を整えることとし、ひとつの小校区において複数の施設を整備する場合は、いずれかの施設で障がい児等の受け入れができるよう計画します。 ・老朽化した児童クラブや面積が狭い児童クラブについては、他の公共施設の再整備に合わせて整備について検討します。 |
| <p>今後検討が必要な施設</p> | <p><再整備を実施する施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の放課後児童クラブの再整備及び放課後児童クラブの不足が見込まれる小校区への新設 |

| (10) 「保育所」 | |
|------------------------|--|
| 現 状 ・ 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童の解消に向けた取組を図るため、平成25年度に「藤沢市緊急保育対策2カ年計画」を策定し、認可保育所の新設などの取組を行い、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」の本格施行に向けて、2013年（平成25年）10月に実施した「子ども・子育てに関するニーズ調査」の結果に基づき、教育・保育提供区域を設定するとともに、保育需要に対する供給量（保育所の定員数）や対応方針を定めた「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」を2015年（平成27年）3月に策定しました。 ・保育室の広さや有資格者の割合等の一定条件を満たしている届出保育施設（認可外保育施設）に対し、運営費等の補助を行い、保育の質の向上や利用者負担軽減を図っている藤沢型認定保育施設制度の認可外保育施設についても補助対象とするなど、さらなる保育の質の向上や待機児童の解消に向けた取組を進めています。 |
| 再整備の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所については、「基幹保育所」、それを補完する「地域保育所」及び「その他保育所」の3つに区分するとともに、今後、「基幹保育所」及び「地域保育所」については、原則として、他の子育て関連施設との複合化により再整備を行うことを検討し、「その他の保育所」については、建物の老朽化や地区の待機児童の状況を鑑み、今後の施設のあり方を検討します。 ・再整備に当たり、保育需要や今後拡充される小規模保育事業所の連携施設としての役割を勘案し、定員数について検討します。 |
| 今 後 検 討 が 必 要 な 施 設 | <ul style="list-style-type: none"> ・藤沢保育園・明治保育園・湘南台保育園 ・柄沢保育園・高山保育園・またの保育園 ・小糸保育園 |

| (11) 「環境事業センター」 | |
|-----------------|---|
| 現 状 ・ 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> 環境事業センターについては、市域の南部と北部の2箇所に配置し、廃棄物の収集運搬業務を行っていますが、収集業務の委託の拡大や資源品目別戸別収集の導入等、収集運搬業務が変化し、南北2箇所に配置する必要性が薄れてきています。収集事務所の統合に当たっては、塵芥収集車輛等の出入りによる騒音や交通渋滞などを考慮した設置場所の検討が必要です。 |
| 再整備の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物や資源の収集は、市民生活と密着し、環境衛生上不可欠な事業であり、今後も安定した運営を続けていくため、収集事務所の統合に向けた新たな統合施設用地の確保や現行施設の建て替えを含め幅広い整備手法について検討します。 |
| 今後検討が必要な施設 | — |

| (12) 「廃棄物等処理施設」 | |
|-----------------|--|
| 現 状 ・ 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> 処理施設は、中間処理施設として、破碎及び資源化を行うリサイクルプラザ藤沢と焼却を行う石名坂環境事業所及び北部環境事業所の3施設があり、最終処分施設としては、谷根最終処分場、長後中分最終処分場、葛原最終処分場、葛原第二最終処分場及び女坂最終処分場の5施設があり、合計で8施設です。 最終処分場は、すでに4施設が埋め立て処分を完了し、水処理施設等の維持管理をしています。現在、埋め立てが行われている女坂最終処分場については適正管理と延命化を図っていく必要があります。 |
| 再整備の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、停滞の許されない業務であることから、全ての焼却施設について計画的な再整備をしていく必要があります。 再整備に当たっては、公害防止・資源化・発電等の処理施設に関する技術の進歩と本市の実情に合わせ、環境への影響、経済性及び高効率発電による焼却エネルギーの活用等を総合的に判断し、施設再整備計画を策定します。 し尿処理施設の再整備について整備計画を策定します。 |
| 今後検討が必要な施設 | <ul style="list-style-type: none"> し尿処理施設の再整備 |

| (13) 「市営住宅」 | |
|------------------------|--|
| 現 状 ・ 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅については、昭和26年度より供給を開始し、現在の管理戸数は、1,740戸となっています。 ・ 市が建設した市営住宅については、施設の長寿命化を図っていきますが、建設当時の居住ニーズの変化による居室構成の変更などを検討する必要があります。 ・ 借上型市営住宅は、当初の整備から20年を借上げ契約期間としております。期間満了時には、その後10年間の再借上契約を基本としています。 |
| 再整備の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅の供給については、民間賃貸住宅による住宅供給が進んでいるため、現在の管理戸数を維持するとともに、耐用年数を経過し、老朽化が著しく用途廃止を検討する直接建設型市営住宅については、これに代わる借上型市営住宅を整備することを基本とします。 ・ 公営住宅法では、耐用年数を「耐火構造の住宅70年」、「準耐火構造の住宅45年」としており、これを基本に適切な維持管理を行い、長寿命化を図っていきます。（市営唐池住宅のみ準耐火構造、その他の住宅は耐火構造） ・ 北部第二（三地区）土地区画整理事業地内にある市営住宅用地については、今後の住宅需要などを踏まえた上で、施設整備のあり方について多方面から検討します。 |
| 今 後 検 討 が 必 要 な 施 設 | <p><契約期間満了を迎える借上型の市営住宅></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サンハイツ藤が谷（平成30年3月まで） ・ スターホーム村岡（平成31年3月まで） ・ グレース元町（平成32年3月まで） ・ ヴィンテージ山王（平成32年3月まで） ・ エスポワール渋谷（平成33年3月まで） <p><今後、検討が必要な施設></p> <p>ア 市が建設した市営住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市営唐池住宅（用途廃止） ・ 市営渋谷ヶ原住宅（一部） ・ 市営古里住宅 <p>イ 借上型市営住宅</p> |

| (14) 「消防署等」 | |
|-------------|--|
| 現状・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防署所については、藤沢市消防力の整備指針において、出勤から現場到着までを4分以内とする施設の配置を進め、遠藤方面への出張所が新設されると、全市的に、ほぼ4分体制のための施設配置が整います。 ・消防団器具置場については、各地域に密着し市民の安全と安心を守るという観点から、市内31箇所に拠点を設けていますが、今後は、消防団員の処遇改善や女性団員の増加も意識した施設の機能強化の検討が必要です。更に、耐震基準に加え、耐火性能の確保が課題であることから、木造施設の再整備を優先する必要があります。 |
| 再整備の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・再整備に当たっては、他の公共施設との複合化の検討を基本としますが、他の消防署所や消防団器具置場との配置バランスが消防力を維持する上で重要であるため、単独での建て替えも視野に入れ、2消防署、12出張所（遠藤出張所含む）、1分遣所及び31消防団器具置場を原則として維持します。 ・自家用給油所については、既に市の北部地域に位置する消防防災訓練センター（石川）に設置していますが、南部地域（南消防署荏田出張所）への設置を検討し、全市的な災害時の給油体制の構築、強化を図ります。 |
| 今後検討が必要な施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・南消防署 ・北消防署御所見出張所 ・第1分団器具置場 ・第1分団第2器具置場 ・江の島中器具置場 ・第11分団器具置場 ・第12分団器具置場 ・第23分団器具置場 ・第25分団器具置場 ・第26分団器具置場 ・第27分団器具置場 ・第28分団器具置場 |

| (15) 「小学校・中学校・特別支援学校」 | |
|-----------------------|--|
| 現 状 ・ 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校が35校、中学校が19校、特別支援学校が1校、合計で55校あります。この55校については、平成21年度までに校舎と屋内運動場の耐震診断・耐震改修工事を終了しています。 ・ 児童生徒数については、1980年（昭和55年）から1985年（昭和60年）にかけて約4万7千人をピークに年々減少し、2003年（平成15年）の約3万8百人を境に微増に転じ、平成26年度時点では、約3万3千人となっています。 ・ 学校規模については、適正規模^Bに達していない学校がある一方で、過大規模^Cとなっている学校があり、地区により格差が生じている状況です。また、仮設校舎を利用している学校が複数あり、今後についても、地区によっては仮設校舎による教室不足の解消を図ることが想定されています。 |
| 再整備の考え方 | <p>① 学校施設再整備計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省から学校の再整備については、これまで40年程度で改築していたものを70年から80年に延ばしていく長寿命化方針が打ち出されています。 ・ 施設の老朽化の状況を詳細に把握するため、平成27年度から建物の耐力度調査を計画的に実施しています。この調査については、当面、建築後40年を経過した建物を有する学校を優先的に行うこととし、その調査結果に基づく建物の状態に応じて長寿命化若しくは建て替えを判断します。 ・ 再整備に当たっては、多様化する教育内容の変化を見据え、学校で必要とされる教育環境及び施設のあり方について教育委員会内部で検討を進め、将来人口推計や児童生徒数の推移などの諸条件の整理を行った上で、学校施設再整備計画を策定します。（第1期（平成28年度～平成32年度）は2016年（平成28年）3月に策定済） ・ 建築後40年に満たない施設について、施設の状況に応じて、耐用年数を経過した設備の改修・更新や外壁改修などの維持保全工事を再整備と並行して計画に位置づけていきます。 |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>② 学校施設の統廃合、通学区域の変更の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、児童生徒数の減少は見られないが、中長期的な視点で児童生徒数の推移等や学校施設の状況等を総合的に判断した中で、学校の統廃合やこれに伴う通学区域の変更について検討します。 <p>③ 複合化に対する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校については、児童生徒と地域住民とが有効に活用できる地域に開かれた学校づくりを目指す必要があります。このことから、児童生徒の適切な教育環境の確保のため、出入口を分離するなど厳格にセキュリティを確保することを前提に、再整備に当たっては、児童の居場所づくりとなる施設や学校教育との関連性の高い公共施設との複合化を検討します。 ・今後、校舎を建て替える場合は、児童生徒数の将来的な減少を考慮し、統廃合の検討と併せて学校教育と関連性の高い公共施設など、他用途への転用のしやすさも考慮した検討を行いません。 |
| <p>今後検討が必要な施設</p> | <p>(建築後40年以上経過した施設を優先)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藤沢小学校 ・明治小学校 ・鵜沼小学校 ・村岡小学校 ・大道小学校 ・長後小学校 ・富士見台小学校 ・浜見小学校 ・俣野小学校 ・大越小学校 ・羽鳥小学校 ・湘南台小学校 ・明治中学校 ・鵜沼中学校 ・御所見中学校 ・高浜中学校 <p>*建築後40年以上経過した校舎を有する学校のうち、大規模改修を実施した秋葉台小学校(平成16年実施)・御所見小学校(平成17年実施)、八松小学校(建築後40年以上経過した校舎の面積が1,000㎡未満)を除く。</p> |

B 適正規模、C 過大規模： 学校教育法施行規則第41条において、小学校の学級数は、「12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときはこの限りでない。」(中学校は、同規則第79条で準用)とされ、公立小中学校の国庫負担事業認定の手引きでは、適正規模校を12から18学級、過大規模校を31学級以上としています。

| (16) 「保健医療関連施設」 | |
|------------------------|--|
| 現 状 ・ 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療等をきめ細やかに展開、充実することで、市民の健康を増進し、住み慣れた地域の中で生涯を通じて健康で安心して暮らし続けられる都市を目指しています。 ・保健医療関連施設については、ほとんどの施設が新耐震基準により整備されていますが、建築後20年を超え一部老朽化による利便性の低下が見受けられます。 |
| 再整備の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後、保健医療関連施設については、各施設の果たす役割や求められる機能が維持できるように施設や設備の更新等を適切に行い施設の長寿命化を図っていくとともに、社会状況や新たなニーズに応じた機能追加等の検討を行い、再整備を進めます。 |
| 今 後 検 討 が 必 要 な 施 設 | |

| (17) 「産業・観光関連施設」 | |
|------------------------|---|
| 現 状 ・ 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・「地域経済を循環させる」ことを基本目標として、産業基盤の整備を進めるとともに、地産地消の推進により都市農業と水産業を守り育ててきましたが、片瀬漁港については、供用開始から約10年が経過し、機器の老朽化による機能低下が見受けられます。また、国内外からの観光誘客をさらに進め、「選ばれる観光都市」となることを推し進めています。 ・現在、再整備中の労働会館や再整備済の施設については今後、長寿命化を視野に適切なメンテナンス計画を策定する必要があります。 |
| 再整備の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後、産業・観光施設については、施設により利用者の形態や将来像が大きく異なるため、必要な機能を施設ごとにその都度検証し、他の機能を持った公共施設との複合化を検討しながら、地域経済を循環させることが可能な施設として維持・発展させていきます。 ・概ね10年前後が経過した施設が多く、適切な維持管理により、施設の長寿命化を図り、継続的に使用します。 |
| 今 後 検 討 が 必 要 な 施 設 | |

| (18) 「公園施設」 | |
|-------------|---|
| 現 状 ・ 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全、防災、景観、レクリエーション活動などの多様な機能をもち、生物生息、生育空間としても必要不可欠な緑の空間として公園及び緑地の整備を進めてきました。 ・都市公園法運用指針では、誘致距離250mの範囲内で1箇所毎の公園整備を標準としていることから、本市としても、公園の空白地域がないよう、順次、公園整備を行ってきており、2016年10月1日現在、305箇所の公園及び緑地を開設し、多くの市民が自然とのふれあいの場や交流の場、健康増進のための運動の場として利用しています。 |
| 再整備の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に策定した80箇所の公園の公園施設長寿命化計画に基づき、施設の適切な維持管理を実施するとともに、残りの公園について、長寿命化計画の策定を進めます。 ・経年劣化により老朽化した公園施設については、安全で安心して利用できるよう再整備を進めます。 |
| 今後検討が必要な施設 | |

| (19) 「教育関連施設」 | |
|---------------|---|
| 現 状 ・ 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育文化の振興や教育関係職員の資質及び指導力の向上、児童生徒への創造性豊かな教育活動の推進など、各教育施設において、様々な事業を展開することにより「子どもたちの生きる力」の育成や本市の教育力向上に向けた取組を進めてきました。 ・現在、少子高齢化や情報化の進展など、社会情勢の急激な変化に伴い、市民の価値観も多様化し、児童生徒及び市民を取り巻く状況も大きく変化するなかで、教育関連施設が担う役割はますます大きくなっています。 |
| 再整備の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育関連施設の再整備に当たっては、社会状況に応じた機能を維持し、修繕又は改修等による長寿命化を図っていく中で、より充実した教育活動の場として、教育的課題に対応する施設整備を進めます。 |
| 今後検討が必要な施設 | |

| (20) 「市庁舎」 | |
|------------------------|---|
| 現 状 ・ 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市庁舎機能の再整備に当たっては、地方分権を見据えた新たな業務、ICTを活用した市民サービスの向上、行政事務の効率化など十分に勘案する必要があります。 ・ また、現在の市庁舎は、新たな行政ニーズに対応するための執務室の確保等が課題となっています。 |
| 再整備の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎整備については、「人・環境にやさしい市民に親しまれる庁舎」を柱として、「1 機能的・効率的な庁舎」、「2 市民に親しまれる庁舎」、「3 安全・安心を支える庁舎」、「4 人にやさしい庁舎」、「5 環境にやさしい庁舎」を基本に将来を見据えた庁舎整備を進めていきます。 <li style="padding-left: 2em;">なお、各施設については、それぞれの庁舎機能の特性を踏まえた上で、他の施設との複合化等の再整備を検討します。 |
| 今 後 検 討 が 必 要 な 施 設 | |

| (21) 「その他施設」 | |
|------------------------|--|
| 現 状 ・ 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・ (1) から (20) の施設種類に分類できない施設を「その他施設」として分類しています。 |
| 再整備の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ その他施設については、施設設置目的が限定された専用的な施設が多いことから、個々の施設状況を見極めながら、今後の再整備の中で、機能集約・複合化について検討を行います。 |
| 今 後 検 討 が 必 要 な 施 設 | |

| (22) 「市民病院」 〔特別会計施設〕 | |
|------------------------|---|
| 現 状 ・ 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に策定した「市民病院再整備基本計画」に基づき、「新東館」の建設を行っています。 ・西館の病院機能を全面的に休止にすることができないため、配管の全面改修は不可能ですが、一部の配管・内装・空調設備・衛生設備等を改修することで快適な診療空間を整備することが可能なことから、平成27年度に新東館の一部引き渡しを受けた後、西館の改修を行いました。 |
| 再整備の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民の安全・安心を守るための重要な施設であることから、機能を停止することなく、再整備を行います。 ・西館については、一部改修工事を行ないましたが、中央手術室・ICUなどの中枢機能が集中し、機能の一時的休止が必要となる全面改修ができないことから、将来的に敷地内に新西館の建て替えを検討します。 ・西館を建て替えする際には、すでに老朽化している「エネルギー棟」の改修と西館に付帯している「救命救急センター」についても、再整備を検討します。 |
| 今 後 検 討 が 必 要 な 施 設 | <ul style="list-style-type: none"> ・西館、エネルギー棟等 |

| (23) 「下水道施設」 〔特別会計施設〕 | |
|------------------------|---|
| 現 状 ・ 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・市では、浸水の防除、公衆衛生の向上及び河川等の公共用水域の水質保全を図るため、1955年（昭和30年）から人口集積が高かった南部地域を主体に公共下水道の整備を進め、現在では2箇所の浄化センターと15箇所のポンプ場が稼働しています。 ・辻堂浄化センターの最も古い施設の運転開始が昭和39年であり、施設建設のピークが昭和50年代であったことから、老朽化が進んだ施設が増加しています。 ・耐震性能を保持していない施設も多く、対策を施さなければ老朽化や地震による施設の機能障害など日常生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす恐れがあります。 ・下水道施設は、日常生活に直結している社会インフラ施設であることから、建て替え工事などの際であっても機能を停止することが出来ないため、施設によっては現在地での建て替えが不可能な場合、代替地を確保する必要があります。 |
| 再整備の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時において二次災害を防止し、トイレ使用の確保や公衆衛生の保全等の下水道事業を継続するため、施設の被災危険度と影響度を考慮して所要の対策の優先度を設定し、段階的に耐震化等を図ります。 ・施設の耐震化に際しては、設備の長寿命化工事等に合わせ一体的に取り組み、効率的な再整備を目指します。 |
| 今 後 検 討 が 必 要 な 施 設 | <ul style="list-style-type: none"> ・辻堂浄化センター ・大清水浄化センター ・浜見山ポンプ場 ・藤が谷ポンプ場 ・大庭ポンプ場 ・下藤が谷ポンプ場 ・御殿辺ポンプ場 ・西浜ポンプ場 ・洲鼻ポンプ場 <p>*再整備を実施する各施設については、各機能を停止することがないように、段階的に整備します。</p> |